

桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会における情報公開のあり方について

【論 点】

- 第2回専門部会の議論を踏まえ、本専門部会における情報公開のあり方について、如何にあるべきか、検討されたい。
- 第2回専門部会では、情報公開のあり方について下記の2の方針が示されている。
 - ① 自由闊達な議論を図る観点から、会議の傍聴は認めない。
 - ② 議事録を公開し、別途一般市民から意見を聴取する機会を設ける。

【情報公開にあたっての基本的考え方（案）】

〈情報公開の内容〉

情報公開対象資料	公開の有無	備 考
議事要旨	一部公開	個人氏名を削除。委員は、委員会の役職及びアルファベットで表記。オブザーバーは、各関係行政機関の役職で表記。
議 事 録	一部公開	個人氏名を削除。委員は、委員会の役職及びアルファベットで表記。オブザーバーは、各関係行政機関の役職で表記。
会議資料	一部公開	個別の建物等を撮影した写真を削除。
その他関係資料	一部公開	個人氏名を削除。委員は、委員会の役職及びアルファベットで表記。オブザーバーは、各関係行政機関の役職で表記。
委員及びオブザーバー名簿	公 開	
出席者名簿	公 開	

〈情報公開の手法〉

- 事務局（桜川市役所都市整備課内）で縦覧に供する。
- 市公式ウェブサイトで公開する。

〈意見聴取の手法〉

- 事務局窓口意見記入用紙を常備し、専門部会が解散するまでの間、意見の受付をする。
- 市公式ウェブサイトで、専門部会が解散するまでの間、意見の受付をする。